

「こどもまんなか熊本」新ウェブサイト構築業務委託 企画コンペ募集要領

1 目的

本事業は、結婚・子育て支援施策等の情報発信における現状・課題を踏まえ、現行の結婚・子育て応援サイト「hapi モン」（以下、「hapi モン」という。）の全面リニューアルを行い「こどもまんなか熊本」（※1）の実現に向けたこども・子育て施策の効果的な情報発信を行うことを目的にしている。

本県の現状として、既存の結婚・子育て支援施策等に関する県民の認知度が、10%（※2）前後と低く、周知・広報が十分に行き届いていない状況にある。

また、こども・子育て施策に関する情報が「hapi モン」や熊本県 HP に散在しており、県民にとって必要な情報を取得しにくい状況にある。

これらの現状・課題に対応するため、「こどもまんなか熊本」に関する情報を一元的に集約することに加え、ライフステージ別や市町村別の検索機能などを設け、県民に必要な情報を届けやすくし、こども・子育て施策などの情報発信を強化することを目的に実施するもの。

※1 「こどもまんなか熊本」とは、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本である。

※2 令和7年（2025年）7月熊本県民意識調査
（熊本県在住の20～40代男女対象）

2 業務委託の概要

（1）業務名

「こどもまんなか熊本」新ウェブサイト構築業務委託

（2）業務委託の内容

別添「こどもまんなか熊本」新ウェブサイト構築業務委託仕様書のとおり。

（3）業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水曜日）まで

3 委託料限度額

14,846,680円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は提案にあたっての上限額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定します。

4 スケジュール（予定）

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和8年（2026年）3月6日（金）
(2) 質問書の提出期限	令和8年（2026年）3月10日（火）17時
(3) 入札参加資格の新規申請	令和8年（2026年）3月13日（金）17時
(4) 質問書の回答期限	令和8年（2026年）3月13日（金）
(5) 参加表明書等提出期限	令和8年（2026年）3月23日（月）17時
(6) 企画提案書提出期限	令和8年（2026年）3月24日（火）12時
(7) 審査会	令和8年（2026年）3月27日（金）
(8) 審査結果通知	審査会後速やかに行う予定

5 企画案の選定方法等

公募による企画コンペ方式により適切な事業者を選定して委託します。

(1) 参加希望者の要件

参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ① 熊本県内に事業所等を有すること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- ③ 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止などの措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- ④ 熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づき入札参加資格に登録をしていること。

※入札参加資格には有効期限があります。期限切れにご注意ください。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付けます。また、入札参加資格を有している場合で、本企画コンペに参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けますが、(2)②の提出期間までに登録内容の変更が間に合わない場合があります。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）3月13日（金）17時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。
郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

⑤ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員も含む）
の統制下でないこと。

(2) 参加表明書及び誓約書、会社概要の提出

参加を希望される方は、参加表明書（別紙様式2）、誓約書（別紙様式3）及び
添付書類、会社概要（別紙様式4）を1部提出してください。

- ① 提出方法：提出書類をPDFにして電子メールにて送付
- ② 提出期限：令和8年（2026年）3月23日（月曜日）17時まで
- ③ 提出先：7のE-mailアドレス

(3) 企画書等の提出

企画提案書提出に係る鑑文（別紙様式5）に次の関係書類を添え、7に掲げる
提出先に電子メールにて提出してください。持参は受け付けません。

① 提出書類

ア 企画提案書提出に係る鑑文（別紙様式5）

イ 企画提案書

- ・様式は自由とします。ただし、内容は別紙審査基準表の審査項目が審査
できるものとするので、パワーポイント等で企画内容の説明ができる
ものとする。
- ・サイズはA4版とします。
- ・枚数の上限は、20枚（40ページ）とします。

ウ 各業務の作業工程等をまとめた進行予定表

エ 業務実施体制図

オ 見積書（任意様式）

- ・予算上限内で積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- ・金額は、日本円にて消費税及び地方消費税の額がわかるように記載する
こと。

カ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式6）及び添付書類

※「受託者選定基準」の加算項目に該当する場合、必要な書類を添付する
こと

(注) 提出書類はア～カのみとし、その他の参考資料等は添付できません。

② 提出期限

令和8年(2026年)3月24日(火曜日)12時

③ 提出先

上記①ア～カを1つのPDFに統合し、7のE-mailアドレスに送付すること。

④ 提出に当たっての注意事項

- ・企画書の作成及び提出に関する一切の費用は提案者の負担とします。
- ・提出された企画書等の書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また、返還も行いません。
- ・虚偽の記載をした企画書等の書類は無効とします。
- ・提出された企画提案書が採用された場合、その使用权等の一切の権利は熊本県に帰属するものとします。
- ・受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、業務の一部について委託ができることとします。その場合は、事前に当該課に協議をし、承諾を得てから実施をしてください。
- ・精算手続きを行う必要性、精算の範囲・方法
当該事業は、令和8年度地域少子化対策重点推進交付金(別添交付要綱を参照)を活用する予定の事業であり、事業経費が当該交付金の対象経費となっていることの確認を要するため、精算を行う必要があります。
精算の範囲は、委託業務全体が対象であり、実績報告書等提出時に収支精算書を提出させ、検査をもって精算を実施します。
- ・企画案の選定に際しては、それぞれの案について点数制による審査を行い、最も高得点を得た提案を行った事業者の案を採用し、同者から見積書を徴収して熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定に基づき、予定価格内の範囲で単独随意契約により業務を行います。

(4) 企画提案の審査に関する事項

① 審査方法

- ア 参加表明書等提出期限までに5者以上から参加表明書の提出があった場合は、企画提案書の提出期限以降に熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課にて、別紙「審査基準表」の項目に沿って書面審査を実施し、審査会(プレゼンテーション)に参加できる4者を選定します。
- イ 別途設置する審査会において、企画提案書の内容を別紙の審査基準表により総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を契約の相手先候補として決定します。ただし、採用基準点を60点とし、合計点の平均

(合計点を審査員数で除した点数)が採用基準点に満たない場合は採用しません。

② 審査会

日時：令和8年(2026年)3月27日(金曜日) 時間は後日指定

場所：熊本県防災センター302会議室

※審査会は1事業者あたりプレゼンテーション時間30分以内及び
質疑応答10分程度、合計40分程度を予定。

③ 審査結果の通知

書面により、提案者全員に通知します。

④ その他

- ・審査会に参加できない場合は、棄権とみなします。
- ・審査会で使用する資料は、5(3)①で提出された資料のみとします。審査会当日の追加資料や資料の差替などは一切認めません。
- ・審査会当日はプロジェクターによりプレゼンテーションをしてください。
(プロジェクターまたはモニターの準備は不要です)

6 その他

(1) 県と委託先候補者は委託業務に係る仕様書を協議し、双方の合意の上、最終的な仕様書(契約仕様書)を作成したうえで委託契約を締結します。

なお、必要な契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがあります。

(2) 契約の相手方は、県が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付を要します。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに返還します。

(3) (2)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除します。

- ① 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。
- ② 契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したと証する書類を提出したとき。
- ③ 契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる場合であって、当該契約を履行しない場合には契約保証金に相当する額の違約金を支払う旨の定めをしたとき。

(4) 本実施要領及び別添仕様書において、不明な点がある場合は、質問票（別紙様式1）に記入の上、7に掲げる問い合わせ先までメールにより、令和8年（2026年）3月10日（火曜日）17時までに送付してください。

なお、電話または口頭による質問は、一切受け付けません。

また、回答については、令和8年（2026年）3月13日（金曜日）までに、県庁ホームページに掲載する予定です。

(5) 本業務の予算は、議決前であることから、予算が成立しなかった場合は本事業を中止する可能性があります。

7 問い合わせ・提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁新館4階

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局

子ども未来課 子育て支援企画班

担当：田中（崇）、瀬川

電話：096-333-2225 FAX：096-383-1427

E-mail：tanaka-s-de@pref.kumamoto.lg.jp

segawa-a@pref.kumamoto.lg.jp

※必ず担当者2名に送付し、その後、子ども未来課の職員に送付した旨
電話すること